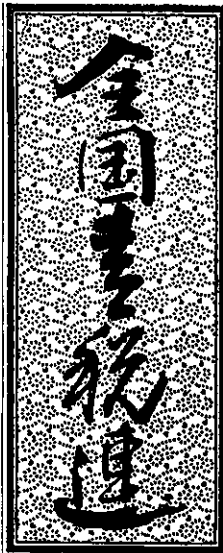


# 日 税 連 幹 部 と 懇 談 会

## 山本 基本要綱の修正を認める 会長

「基本要綱」を大中修正し行政機構に組入れ



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷  
5-20-11  
第1シルバビル5F 501号  
電話 03(354)4162

会 長 夫 繁 人  
行 小 林 繁 夫  
編 集 人 石 亀 邦 俊  
広 報 部 長 石 亀 邦 俊



税理士法改正問題は、我々すべての税理士の将来を方向づける重要な問題であり、日税連の一部幹部役員のみが、極秘に進められるべき問題ではないということから今回の懇談会の開催を日税連に対し、再三にわたり強く要望してきたが、ようやく実現する運びとなり、去る二月二日、税理士会館において開催された。

我々全青税執行部は、限られた三時間の会談の中で、税理士法改正についての日税連執行部の基本的な姿勢、現在進めようとしてされている改正内容について糾した。

その結果、日税連執行部の危険な姿勢が浮彫りにされた。

出席者

〔日税連側〕

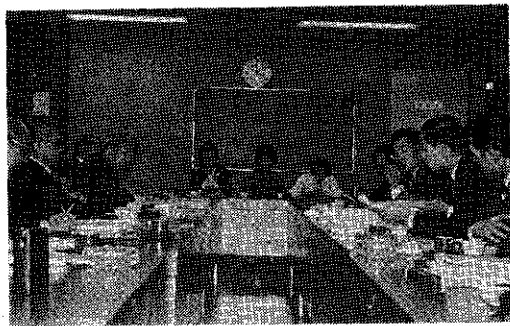
- 山本会長
- 望月・奥田両副会長
- 四元・春好両専務理事
- 大竹税対委員長

〔全青税側〕

- 小林会長
- 石井副会長

- 坂田総務部長
- 久保田神奈川青税代表幹事
- 小西大阪青税代表幹事
- 岩本東京青税会長
- 伊藤法対部長
- 稲葉・西川両法対副部長
- 石亀広報部長

なお、傍聴に婦人税理士連盟の会員多数が参加した。



青税 本日はお忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。

山本 今日是非常にお寒いなかをご参加いただきまして、ありがとうございます。

日頃、皆さまには税理士法の改正問題に対しまして、非常なご熱意をおもちになっておられ、なにかとご研究をなさっておられることにつきまして、私達は深く敬意を表しているわけでございます。

丁度税理士法改正も、ようやく山場にさしかかったと申しますか、これからの正念場ということになったわけでありまして、ひとつ

よろしく願いたします。

青税 私どもはただ理論的な研究とか、要望事項を申し上げるということだけでなく、議員立法辞さずという覚悟で、税理士法改正積立基金も現実に行っております。

そして税理士法改正を推進していくんだという気構えをもっておりますので、単なる意見発表団体ではないということも、ひとつ今日はご了解をいただきたいと思えます。また、先般の正副会長会に再三にわたり、傍聴をお願いいたしましたことが、傍聴のお許しをえられなかったことを非常に残念に思っております。

今後は極力受け入れていただきますようにご配慮をいただきたいと思えます。

### 法改正の基本的姿勢を糾す

青税 それでは質問に入らせていただきます。

(1) 昨年十二月二十七日の国税当局との懇談の報告によると、「基本要綱」の実現どころか、まったく無視と思うのですが。

(2) 日税連の会務運営について、どうも秘密が多いように思うのですが。

(3) 昨年の十二月二十七日の懇談

会報告以後の国税当局との接衝の感觸とか、内容についてお聞かせをいただきたい。

(4) 業界の意思統一という言葉が盛んに出てきますが、我々は「基本要綱」が意思統一の結果と思うのですが。

(5) 具体的な試案なるものをお作りになられたようですが、これは一体、具体的にどういう手順を踏んで作成されたものなのか、その場合の作成の基準をどこに置かれたのか。

(6) 今後の運動推進のスケジュールを明確にお示しをいただきたい。

(7) 山本会長の六項目の感觸メモあるいは、現在日税連の執行部で作成した試案なるものを聞き及ぶかぎりにおいては、どうも昭和四〇年に陸案になった政府案と、なら変わるころはないんじゃないかと思うのですが。

(8) 我々は「基本要綱」の線で実現する方法として、議員立法が好ましいのではないかと主張してききましたが、日税連では政府提案の線で具体的に進めておられますが、これは方向に間違いがあるのではないかと、むしろ速やかに方向転換をすべきじゃないのか。

(9) 今回の改正の結果は、「基本

要綱」達成への当座的ワンステップと考える必要はななくと、とにかくあとにも先にもこれだけですよという法改正を、強行スケジュールのなかで、なぜこんなに急がなければならぬのか、差し迫った事情がどこにあるのか。

(10) とにかく「基本要綱」というのは無理なんだから、「花より団子」で、とにかく実を取ったらどうかというふうなお考えもあるようですが、もしそのような考えが

ありましたら、その団子にあたる中身はいったいなかを、具体的ににお教えたいただきたい。

山本 何故そんなに急いでせにやららんか、につきましては、だいたい現在の議案をどういう方法でやったか、あるいはまた、どういうためにやっているのかというふうなことは、これは検事が被告を調べるようなことをおっしゃるけど、そんなことをいいたいところで答えんやらんわけではないでしょう。ですから、どうもけしからんというふうな態度でもって人にものを聞かずに、もう少しやわらかく、お互い話というところで聞かんと、なんか角が立ってくるんですね。それから、こちらからお尋ねしたいのは、むしろ議員提案ですというのなら、それはいった

いどんな方法で、どうすれば目標を達成出来るのか。その順序なり、あるいは方法ですね、具体的に教えて下さい。

青税 私は検事が尋問するというんじゃないんです。会社の経営者が、従業員と相対する労働組合とはちょっと違うんですよ。

山本会長

組織を無視

山本 はじめての原案なり案案をつくるのは、誰が作ろうが、どうしようが、とにかく私が認めてつくらせて、そして提出するんですから、それをいちいち、いったい誰がつくって、どんなになつてい、そんな手続きは要らんでしょ。

青税 会務運営に秘密が多いと思うのですが、基本的な考えを。

山本 秘密のなんのいうことはありませんよ。

しかし、ものには発表すべきことと、発表してはいけないこととありますよ。

その時期によって、時期がくれば発表することでも、いまは出来ないんだという問題も、それはありますよ。秘密が多いと言いますが、秘密が多いというわけではなく

て、やはり発表せねばならんときには発表もしますし、できるだけ発表の機会を考えているんですけど、責任のあることというのは、そんなにむやみにしゃべるものと違いますから、それはひとつご了解いただかないと。

業界の意思統一は、

基本要綱ではないか

青税 業界の意思統一は、基本要綱であると考えているんですが、十二月二十七日の報告によると、業界の意思統一と盛んに表現されているんですが、その点いかがでしょうか。

山本 それはもちろん目標としては、基本要綱を目標としていますよ。

ですから文書に書いてあるとおりに、基本要綱のとおり、基本要綱を書いていくわけです。ところが基本要綱というものは、我々の理想として掲げたものであって、利害関係のある第三者とか、あるいはまた世間がこれを受け入れるかどうかということとは、これは疑問ですよ。だから、受け入れられるべきものでなければ通らないわけなんです。

山本会長、基本要綱

の修正を認める!!

青税 いまのお話からいきますといわゆる基本要綱は理想だと、それに相手のあることだからというお話でございますね。利害関係がございますね。そうしますと、業界の意思統一の証である基本要綱はあるけれども、相手次第で、利害関係もからむことであるので、その場合には、それを、そのとおりいかならんだから、あらためなければいけないというふうにお考えですね。

山本 そうなるんでしょうね。

四元 意思統一というのは日税連が言っているんじゃないんです。国税当局のほうで盛んに、意思統一をしる、と言っているわけですよ。

私の考えは、ここでの意思統一というのは、税理士法改正が国会に上程されたときに、いわゆる分派行動というか、一部の税理士の人達が、野党議員を使って、国会でまた反対運動をされると、非常に政府側として困るので、そういうことをしないようにという意味のことを、意思統一という言葉を使っているんだと。

青税 発表されております四項目

の試案はどのような作成の基準でお作りになったのかお聞かせ下さい。

四元 あれは試案じゃないんです。試案というのは、通俗的にはもう少し固まったものをいうんです。

青税 たとえば叩き台でもなんでもいいんです。山本会長がお考えになっていらっしやるものは、一言でいうなら、三十九年改正案とピタリ一致しないかもしれませんが、我々は変りないんじゃないかという感じをもっているわけです。

そのへんはどうでしょう。

山本 それは三十九年のものよりは、はるかにいいですよ。

青税 たとえばどういう点でしょう。

山本 それは、まだそう簡単には……(笑)誘導が上手だから、そうはいかんで、いまここで発表するんなら、理事会にかけて承諾を得てからでない……。

青税 だから、執行部が秘密で密室政治で進めているという議論にまた戻ってしまう。

山本 逆に皆さんにお聞きするんですけど、いつまでたってもいい、とにかく、日をかけてでもいいから、基本要綱どおりのものを

つくっていききたいとおっしゃるのか。

それから実利的なもので、なるべく早く法律の改正を達成したいとおっしゃるのか、どっちですか。

青税 せっかくのお言葉なんです。私の方で会長にうかがいたくてお聞きしていることなんです。要するに、具体案がまだ公表されていない段階で、どうだと言われても困りますので、ひとつそのへんをご了承いただきたいと思えます。

(山本会長、公用ために退席)

青税 どうもお忙がしいところありがとうございます。これから五時まで十分お話をさせていただきます。

法改正の

スケジュールは

青税 それでは具体的に今後のスケジュールについてお聞きしたいのですが。

四元 二月、三月は主税局が予算審議で忙がしいので国税庁と個別具体的問題を煮つめる。早い話しが、税理士の使命はどうだとか、業務はどうだとか、試験制度はどうするかということですね。基本要綱はどうだこうだということ



じゃないわけです。基本要綱の精神をどうこうということは、そういう個別、具体的問題を通じて総合的に出てきますからね。それを四月、五月にかけて、六月に入るでしょうね。その間、まとまったもの、あるいは進行状況は各税理士会にお知らせして、意見を承るといふふうにして、逐次意思統一をというところでしょう。それで六月に最終案にまとまる。これは合議ですね。それは、当座的ワンステップと考えるんだということ。で、現段階においてはこれが極限的なものなんだと、どうしようもないんだというところまで突き詰めたもんだという、そこまで粘らにゃいかんだろうと思うんですけどもね。それが出たところで、各税

理士会にお知らせして判断を求めることですね。

青税 そのリミットが六月だということですね。

四元 六月からはじめますから、六、七、八月ぐらいまでかかるんじゃないでしょうか。そこで政府の希望としては、税理士業界がよろしいとなれば、政府原案として税制調査会にかけられるか、かけないか。かけるのとすれば、どの程度の深度でかけるか。これは一種のセレモニーとしか考えてないよう

です。政府はそう深刻には考えてない。かけないから、三十九年案のとおりだとかという関連性はあまりないんです。いわばそれで九月、十月ぐらいでしょうかね。

それと並行して、政府が法制局と条文の詰めに入ると思えます。これはたっぶり二ヶ月かかると思うんです。もちろんその間、政府自身党とも政府案をもちろんつくる

でしょう。そういうことで、十二月ごろ国会に提案するようにしませんが、また国会がどうなるかわかりませんが、これは私の個人的な見通しです。

青税 一月二十六日の正副会長会において検討された試案について相当突っ込んで議論をされているわけですね。そこで日税連のお考え

としては、それをどの程度に考えて、どういう評価をしているのか。

おそらく先ほどのスケジュールにそっているならば、かなり深度を掘り下げておやりにならなげやいけないもんであると思うので、そんなへんは。

四元 日税連は概定するためにやっているわけですから、それはどこまでも、会長なり担当副会長なり、専務の個人的な考え方で、日税連の考え方を、概定するためにやっている。

青税 もっと単純明解にお答えいたしたいですね。

青税 当座的ワン・ステップで考えることはないんだというものを、この強行スケジュールをおやりにならないといけないのか。

望月 それは我々の考えじゃなくて、政府の考えです。少なくとも権威ある国会に出す場合には最高の、最善のものとして、やはり提案しなきゃいかんだろうというものの考え方ですよ。

四元 スケジュールを先に決めてそれに対してながなんでも税理士法改正へもっていかうという考えじゃ全然ないんです。つまり税理士法改正を望むか、望まないかということ、決定権は日税連に

あるわけですね。

### 政府は、中正の立場を

#### 変えたくない

青税 税理士の使命を基本要綱で  
いっているように納税者の権利擁  
護と明確にしたほうが、行政当局  
にとっても必要なことであり、実  
益ではないかと考えるわけでは  
が、税理士の使命が非常に後退し  
ていると思われるのですが。

大竹 使命の後退ということとは原  
則として考えられないということ  
です。われわれがいかに基本要綱  
の理念に基づいて、作業している  
わけです。その問題で基本的な問  
題は、国家権力的、闘争的な納税  
者の権利擁護ではないということ  
なんです。と申しますのは、納税  
者に束縛されない自由を制度のな  
かに求めなきゃならない。これは  
当然、税理士法第四十五条、四十  
六条にはつきりうたっています。  
時の政府に束縛されない自由を制  
度の中に求めなきゃならないとい  
うことは、自主、独立の制度の確  
立につながるものであるという考  
えがあるわけなんです。

青税 基本要綱の精神が買かれる  
状況ですか。

大竹 貫く努力を惜しまないとい  
うことですね。

青税 すでに違った文言を聞いて  
いるのですが。例えば「税理士は  
独立不偏の立場において、納税者  
の信頼にこたえ、納税義務を適法



に実現するとともに、納税者の権  
利を擁護し、租税正義を守ること  
を使命とする」とあるが、後退だ  
と思うのですか。

大竹 全然後退とは思っていませ  
んですね。前進だと思っていま  
す。

四元 政府の考えがあるんですけど  
ね、税理士は中正の立場において  
……を、政府としては変えたくな  
いと、変える必要も認めないと言  
っているわけですね。

青税 五十二年四月十日号の「税  
理士界」に、四元専務は、「税理  
士の使命が納税者の権利擁護にあ

ることに異存はないようである  
と」といっており、また五十二年  
七月二十五日号において、織本氏  
は、やはり政府担当者が納税者の  
権利を擁護することは当たり前の  
ことではないかとする感触を受け  
たと述べておられますが、どうで  
しょうか。

四元 それは使命の第一義にする  
かどうかということを行っている  
わけですからね。それから「中正  
な立場」について政府はしっかり  
した見解を持っているわけです。  
つまり税理士の立場として、「独  
立不偏の立場」というのは、つま  
り政府にも偏せず、納税者にも偏  
せず、税理士が独立、公正な立場  
でやってほしいと、何を求めるか  
と言えば、適法な納税義務であ  
る。適法な納税義務というものは  
一つしかないわけですね。

青税 ですから我々のいっている  
権利擁護というのは、階級闘争的  
なものを言っているんじゃないん  
で、政府と同じものだと、だから  
ひとつ受け入れてくれと、お願い  
したいんですよ。

青税 先程、大竹委員長の発言の  
中に、使命は後退してないよと、  
独立不偏の立場で権利を擁護する  
こととは結びつかないと思うので  
すが。

大竹 独立不偏というのは政府に  
拘束されない、いわゆる束縛され  
ない制度を税理士のなかに求めよ  
うというのは、自主権の表われだ  
と思うんですけど、もう一つは、納  
税者に束縛されない自由を制度の  
なかに求めているんですね。不正  
な納税者に対して、弁護士みたい  
に殺人犯も無罪であるという主張  
は出来ないんですよ。税理士法四  
十五条、四十六条等がありますか  
ら、そうすると、当然正しい納税  
者の信頼にこたえて、納税者の権利  
を擁護することを目的として考え  
なきゃならない。

### 自主権獲得は困難

青税 自主権について、税理士法  
の中に多くの監督権と懲戒の規定  
がありますが、思いついて自主権  
を税理士会へ与えることができな  
いのか。

四元 税理士個人に対する懲戒処  
分権を税理士会が持つということ  
に対して、若干の危惧が政府側に  
あるわけですよ。日本の弁護士会  
だけがそういう特殊な完全自治権  
を持っていますけど、法務省の人  
は希代の悪法だといってました  
よ。税理士というのは一つの行政  
のなかにありますから、悪い税理  
士が出たときに、税理士だけでや

るということについて、行政責任  
という面から、放任できないんじ  
やないかなあというところの考え  
方があると思うんですけど、それか  
ら、登録を税理士会に任せましたが  
とく、全面的に任せるとすること  
はできませんよと思われています  
それは現在の税理士会の現状では  
困難であると政府は考えているよ  
うであります。

青税 懲戒審査会の構成が公正に  
運営されれば解決できる問題であ  
り、少なくとも、この懲戒審査会  
が大蔵省等に設置されるようでは  
日税連の前進にならないと思いま  
すか。

四元 政府に極力言いましよ。  
むずかしいと思うけども。

税理士会内部だけでそういうも  
のをよくというお考えの正当性は  
ひとつ書いてもらうかなにかして  
もらわないとなかなかむずかしい  
でしょうな。ドイツへ行ったら、  
職業裁判所でやりましたしね。  
税理士会だけでというのは、なあ  
なあになるおそれがあるし。

青税 それは税理士会だけでやる  
わけじゃないですよ。学識経験  
者もいろいろ入るわけですから。

青税 結局、会に対しても個人に  
対しても、実際、国税庁長官はも  
う発動の事案がないんだというよ

うな発言が公に出ていながら、どうしてもそれは離せませんよとおっしゃると、どうもつながらないんですよ。次善の策というものを今後模索されるとすれば、ひとつ速かにお教えいただきたい、また意見を申し上げたいと思います。

**除籍期間五年に延長か**

**青税** 懲戒処分を除籍の期間を基本要綱では三年としておりますが五年に延長する試案が出ておりますが、これは税理士を不安な状況におとし入れるものと思われませんが、いかがでしょうか。

**四元** よくわからんけれども、除籍期間を三年とするとほとんど効果がないということですね。税理士というのは泥棒や殺人と違ってすぐ出てこないそうですね。だいたい二年目、三年目だそうですね。しかし除籍期間を三年にするとほとんど処分できなくなる。私の感触では三年はだめだということですね。五年ならばなんとかなるかなあっている感触……三年で突っ張ったら、その弊害だけを挙げられますからね。

**特試は**

**政府の人事管理の一環**

**青税** 国税労組との分科会の交渉

過程等で、例えば特試を廃止するかわりに、勤続期間が二五年をもって、科目免除制度の案が打ち出されているが、その後国税労組との折衝によってどのように詰まっているのか。あるいはこの要求を日税連としての程度容れねばならないのか。

**な** お一般試験について昭和五十一年九月二十二日に税対委員会の中間報告が出されているが、この案は法改正のなかで生きているのだろうか。

**奥田** 国税労組関係は私が担当でしたから、お答えします。国税労組側はまず既得権だという考えが非常に強いと思います。それから政府当局も五万人の人事管理の面からもどうしても譲れないという考えが、むしろ労組よりは強いんじゃないでしょうか。近く労組と会って、最終的なわれわれの考え方、向うの考え方を求めたいと思っておりますけど、現況では非常に困難であると思います。また自治労のほうが非常に組織が大きいわけですよ。国税労組にそういう動きを認めると、わずかの年数の差だけで、自治労の職員にも与えなげやならんという問題があるので、それを非常に危惧しておるわけですよ。その点を国税労組

に言いますと、よくわかったと、言葉の上では一応の理解を示しますけれども、いざ自分たちの関係になると非常に強いということですね。私の見通しではむずかしいかも知れませんね。

**青税** 現状では簿記論、財務諸表論の受験すらだめであるということですか。

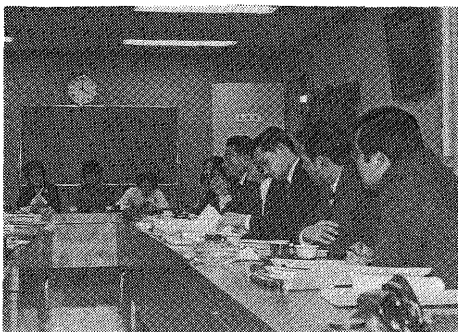
**奥田** 政府自体も非常に強い考えを持っていて、五万人の職員を抱えている国税庁長官としては、やっぱりその人事管理の面から非常に心配しているということが如実に表われているんじゃないでしょうか。

**青税** そのへんが、報告の中でもいっているように、税務行政の側の実益ということとかかわっている部分だということですね。  
**四元** 新しい科目を増やして、それで税理士の資質向上を図るということが、将来の問題ということでしょうね。そこでなにか一つ受けさせられる科目はないかなと、こういうことですね。

**青税** 一般試験に関する予備試験本試験については……  
**春好** 先ほどの試験制度の中間報告は、最終的な結論ではないわけですから、正副会長に報告しておこうということで作成した

もので、決定されたものでもありません。  
**青税** 報告された中身というものが最終確定的なものじゃないしろ、完全に姿を消したということとじゃなく、今回の法改正のなかで、やはり一般試験の手直しという形で出てくるように思われるわけですね。

**春好** そうですね。現在の委員さんが、なお再検討なさろうと思っておりますが、特試の廃止ということであれば、当然のこととして、一般試験の問題まで論及されてこなきやならんということ、そのことについて税理士法改正対策委員会に、内容検討方についての諮問を出そうという考え方であります。  
**青税** 基本要綱のなかで、試験制



度の改正は、特別試験制度を完全に廃止後抜本的に行なわれるべきであるとしているが、今回の改正作業のなかで、どのように取扱われるのでしょうか。  
**春好** 現状をみて、全部譲歩するんだという考え方でないことは理解していただきたいと思っております。

**特試の不公平をつく**

**青税** 一般試験の合格者のなかには関与先獲得がむずかしい現状にもかかわらず、片一方で特試によって資格を得、例えば指定官職以上で退官されたような人が、極端な例は、退官した初年度に一千万円の所得があったというようなことが現実の問題として起っているわけなんです。これらは特別試験制度、あるいは今後移行しようとしている科目免除制度というものの中に、包含されている大きな問題であると思われる。従って、税理士業務のなかにおける弊害というものは、当局の交渉の過程で強く訴える必要がある。それから、これは意見ですけども、三十九年の改正案が廃案になった背景は、特試廃止を条件に認定制度にして、一般試験について手直しをしようということで、税理士、受験生が立ちあがり反対し、昭和

四十年に騰案になったという歴史的な背景があるわけなんです、今回、ことに試験制度というものについて見るかぎり、若干表現上の違いがあるにしても、少なくとも我々が入手しうる情報で判断する限り、三十九年の改正案の域をそう大きく出でないんじゃないかという気がするんですが。

四元 とんでもない大違いですよ。三十九年のときは、簿記の口答試験だけで資格を与えられる。こういうことなんです。だけど今度の考え方は科目免除であつて、とにかく一科目増やして、それはみんなが受けて、ここでスタートを並べようというわけですよ。それによって一つの同質のものが得られるという考え方ですね。

(本会談の直後、山本会長は日税連税対委に、全科目免除を内容とした詳細な私案を諮問している。) 青税 とにかく五科目の免除というような法改正を進めていただくことは、期待していませんし、希望もしていないわけですよ。差別の拡大であるということは明白で三十九年と比べて、前進だとも思っていないんですよ。とにかくいまの形で五科目免除を、しかも税理士法でスタートラインに並ぶんだと。しかし、ワンステップでない

んですから、これから先だけ税理士法が続くかわからない状態で、いまのようなスタートラインに並ぶんだから、あとは君らの世代で改正しなさいよ、というようなことではあまりにも無責任ですよ。

四元 もちろん捨てたわけじゃない。捨てたわけじゃないけれど、最終論になったときに、選択する。のむかのまないかというものは、こちらにあるんだから、そのとき議論しましょう。

法改正に、小企業

納税者対策を導入

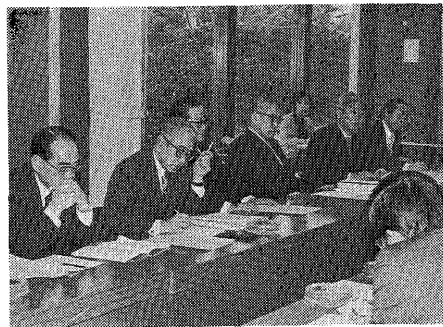
青税 十二月二十七日の懇談会報告のなかで、税理士法改正を通じて、抜本的解決に近からしめるよう配慮願いたいと、言っているわけですが、これは税理士法改正のなかに小企業対策を何んらかの形で規定化していこうという考えがあるような気がしたわけですが、私は、この小企業問題の件を、我々の職業立法である税理士法の中に織り込むということについてはかなり問題があると思うのです。

また、日税連の五十一年六月二十九日の会長諮問に対する四委員会の意見は、税理士法のなかに、小企業対策の問題を絡めるとい

ことには、全部反対をしているとみているわけですが、それにもかかわらず、何故今回出てきたのですか。

四元 むずかしい問題だな。まず六月二十九日の会長諮問に対する四委員会の意見は全部反対というわけでもないんですよ。小企業委員会やなんかはちょっと前向きに解決している。派遣規則を五十一年の二月に制定したときに、いろいろご批判があつたわけですが、それは来たるべき法改正で根本的に解決せざるを得ないんじゃないか。それまではこの方法でやるしかないんだと。税理士業界を守るためにはそういう方法しかないんだというのを、理事会の席で申しておるわけですよ。だから税理士法改正の面で、抜本的な解決方法があるとすれば、それに近づける方法があるとすれば、何かを考

えにゃいかんという一つの会長の考え方があつたわけですよ。それはどうしたらいいかということですね。なかなかむずかしい問題です。だから現在の考え方としましては、税理士業界で全部引き受けるのか、小企業納税者を税理士法の責任にするのか、そういう発想はないんですよ。



日税連、一般消費税の検討を後廻し

検討を後廻し

青税 日税連は「五十三年度の税制改正に関する建議」の中で新税の創設には慎重を期すべきとしながらも、一般消費税の導入はやむを得ないという考え方を示して、導入する場合の内容の意見を求める要望をしているわけですが、一般消費税は、逆進性の強い大衆課税として、多くの団体が反対しているし、税理士会と表裏一体である税政連についても、反対表明している中で、日税連が積極的に導入に対する理解を表明しているが、今後どのように対処していくのか。

四元 この問題については、日税連は中心的に検討を加えてないんじゃないかという感じがするわけですよ。データがわからないから検討していません。

青税 税の専門家の団体でありますから、内容がわからないから検討しないというんではなくて、一般消費税についてはかなりの問題も含んでおりますので充分検討する必要がありますと思うのですが。

四元 一般消費税の問題はそういうお考えもある。調査指導部でまた検討してもらいますかね。

青税 実は、十二月二十七日の懇談会の報告の中で、日税連側からの挨拶のなかで、中期税制答申と税理士法改正の兼ね合いで、だいぶ強調されているようですが、これの中身は、言わんとしている意味はやっぱりこのへんにあるわけですか。

四元 いや、それは全然逆、それはちょっと違います。中期税制だけ先走って、それで税理士法改正は手をつけなければ、そのままじゃおきませんぞとごんではいるんですからね。去年磯辺国税庁長官に挨拶に行つたときね、これからの税務行政は大変ですと、税理士法改正なんか後廻しですなというふうな、はっきり言わんけど、ちょっとそういうこと言

わたんです。実は、そこで勘弁ならんということだね。

青税 一般消費税について検討なさるわけですか。

四元 だから向うから要綱原案を……

青税 そのへんが違うんですね。要綱原案を示されなければ検討しないというわけですね。

四元 調査指導部長にやってもらいましようよ。

一般消費税は、

政令改正で可能

青税 消費税の問題と歩調が合わなくとも、税理士法改正の問題と一般消費税の問題は別途考えられる問題だという認識でいいわけですね。

四元 そうです。一般消費税をやるために税理士法を改正するという考えは全然ない。一般消費税で仮りに強行するとすれば、それは、政令一本でいいんですよ。だから税理士の対象税目について、政府側からみても、別に抱き合わせでもなんでもないんですよ。

代理権の明確を!!

青税 基本要綱では、「税理士は、

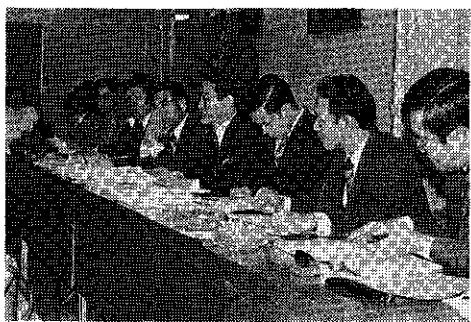
税務代理をするときには、代理の範囲を明示した委任状を税務官公署に提出することとし、この場合において提出する税務書類には、税理士の署名押印だけで足りるものとする」となっているが、聞き及ぶところによると、税理士が自署押印する。当該申告書等が納税申告書であるときは、あわせて納税者本人にも自署押印させることとしてはどうかという内容が報告されているが、納税者の権利を擁護するという使命から考えてみて、我々税理士にとって、はたして有利かどうか、そのへんをお聞かせ下さい。

基本要綱の

欠落も検討

青税 四元専務が、かつて基本要綱にない部分についても広い範囲で研究していると、たとえば一般試験の改革、税理士法人の問題、税理士団体の組織の問題等について研究していると述べていらっしゃるんですが、この税理士団体の組織の問題というのはいったいどういう内容をお考えになつていらっしゃるのか。

四元 組織団体はなかなか微妙な問題で、虚心坦懐に税理士の立場、あるいは税理士業務至上主義で考えてくれりゃいいけども、人間というのはやっぱりいろんなグループに属していますから、地域的な考え、派閥のような考え方があつていいです。そこで、都道府県別に税理士会を作つたらどうであ



ただ、いま東京税理士会を急に分けるとしたら、税理士法改正なんかそっちのけにして、大変だということになるかも知れないので、東京税理士会という個別に申し上げちゃ悪いけれども、よく検討いたします。

青税 これだけの内容のものを、例えばいま組織の問題一つにしても、これは基本要綱に盛り込まれた内容ではないし、いまいかがつて初めて、これは問題であると気がついたらいいですね。

四元 不勉強ですな。

青税 一概に不勉強と切りつけるのは失礼千万ですよ。

四元 どうして!

青税 だって公の機関で議論されてないから、私は尋ねただけの話じゃありませんか。「税理士界」七〇六号でおっしゃっているから、私はうかがっているんであって、それを組織のなかで、どれだけ討議されたんですか。

四元 私はもう、昭和四十六年にすでに意見書を出してあるんですよ。

もう税理士法改正が進めば、一般試験の問題と組織団体の問題は必ず解決せにゃいかんのだから、それは四十七年の基本要綱を決めるときにもめまして、その問題は

ね、一般試験の問題はその前からだ。それから、組織団体のときも、最後の段階でもいっぺん検討しようということになつてはいます。

税政連の活用を!!

青税 ですから私共の願いは、組織団体の問題も大きい問題ですけども、我々がやはり一番問題にしておりました税理士の使命と自主権、試験制度、代理の問題が、私共の要望というか希望が入られないで、議論されていない組織問題などをさつと入れて、それで十二月には国会に上程されるんだと「税理士会には能力があるから大丈夫だよ」というようなお考えにならずに、いまのような問題は、すみやかに、全会員に下ろしていただいて会員の声を聞いていただきたい。

それから法改正については、われわれは税政連というしっかりしたものを持っているわけですから、税理士会とは表裏一体なんですから、同じレベルでひとつお進めいただきたいと、それをとにかく強くお願い致しまして、本日の懇談会を終らせていただきます。どうもありがとうございます。



# 主張

税理士法改正運動は、「指呼の間」に迫ったとか、「射程距離」に入っただけかといわれ、さかんに日税連側より宣伝されてきたが、知るかぎりでは、政府当局者に昨年の三月をもって、基本要綱の説明が終ったとしており、また昨年の五月には国税当局者と日税連幹部との間で懇談が行なわれており、その後とくに何んの進展もみられなかったのであるが、本年の一月になって、突如、昨年十二月二十七日に行なわれた、税理士法改正問題に関する国税当局と日税連幹部との懇談会の報告なるものが公表された。その内容は一月二十五日付の「税理士界」に掲載されているが、きわめて問題点を多く含んでおり日税連の姿勢が浮き彫りにされたといつてよいであろう。

その内容を要約するならば、(1) 税理士法改正法案の国会上册を図るためには、税理士業界の意思統一が絶対に必要である。(2) 「納税者の権利擁護」等抽象論、観念論に終始していたのではいつまでたっても法改正はモノにならない。(3) 改正事項は対象税目や業務の範

囲、試験制度、登録、入会等々の現実的な問題に限る。(4) 国税当局と日税連で合意出来た成案を日税連の改正要望案として建議する方式がよい。(5) できるだけ早くクリア・アップして改正法案を国会に出したい。(6) 改正内容は、法制局と国会の審議に堪え得る客観的、具体的必要性がなければならぬ。すなわち改正が、税理士と税理士業界の側、税務行政の側、納税者の側、の三者にとつて実益のあるものでなければならぬ。(7) 改正を契機として

小企業納税者問題の根本的解決をも図りたい。このような内容のものが、両者で話し合われたのである。そしてこの内容を裏付けるかのごとく、その一ヶ月後の一月二十六日の日税連正副会長会においては、会長から正副会長会に報告事項として、対政府、対利害関係団体等の折衝経過において得た感触メモと具体的な改正試案的なものが発表されたのである。この資料は極秘扱いとして配付された。何故このように大事な法改正運動を一般会員に知らせることができないのか明らかではないが、とにかくその

## 日税連、会員の声を無視

### 全国会員の団結を

感触メモによると(1)税理士の職責ないし使命に関し税理士が中正な立場をとるべき旨を定めた現行税理士法第一条の主旨の改定を期することは至難のように思われる。(2)弁護士及び公認会計士に関する事項を定めた現行税理士法の各条項を、本会要望のとおり改定することについては、極めて困難な状況にある。(3)特別試験を廃し、国税に関する行政事務に二〇年以上従事した者に対して、簿記論、財務諸表論の一般試験を行うべく改

正を期することは至難のように思われる。(4)税理士及び税理士会懲戒、監督に関し、弁護士制度における完全自治権に類する制度の創設を期することは至難なように思われる。(5)税務行政の執行に著しい支障を来すおそれがあるとされる事項についての改定を期することは困難のようと思われる。(6)改正内容が法制局と国会の審議に堪え得る客観的、具体的必要性を有するものであること、すなわち当該改正が、①税理士と税理士

業界の側、②税務行政の側、③納税者の側の三者にとつて実益のあるものでなければならぬとされていること。と感触メモは報告している。次に改正試案は「税理士の使命及び業務」から入り、逐条的に説明されているが、特に「税理士の使命」と「試験制度」について、次のように述べている。

**税理士の使命**  
 税理士法第一条の見出しを「税理士の使命」に改め、同条を次のように改める。

「税理士は、独立不偏(又は「公正不偏」)の立場において、納税者の信頼にこたえ、納税義務を適法に実現するとともに、納税者の権利を擁護し、租税正義を守る(又は「高める」「高揚する」)ことを使命とする。」

**税理士試験制度**  
 特別試験制度を廃止する。  
 特別試験制度の廃止を条件として一般試験制度を次のように改定することとしてはどうか。

(1) 予備試験制度を設ける。現行法で税理士試験受験資格のある者に対しては、概ね予備試験を免除するよう措置する。これに該当しない

者に対して予備試験を課し本試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定する。(2) 科目別合格制は存置する。(3) 対象税目の拡大に伴つて試験科目を増加する。ただし、任意選択科目とする。(4) 従来の要合格科目五科目に新たに税理士法を必須科目として加える。(5) 豊富な学識及び実務経験を有する者については、厳正かつ適切な試科目の免除制を考慮する。ただし、税理士法は原則として免除しない。となつている。この二点だけ見ただけでも、「基本要綱」を大幅に後退してあり、国税当局のいいなりになつていゝと思えないのである。特に税理士法の「願」である税理士の使命については、実質的な「納税者の権利擁護」となつていないし、試験制度についても、特別試験の廃止を条件に、試験すらない「科目免除」が創設されるのでは改正どころか、改悪なのである。

日税連執行部は会員の声を無視し何故このような改正に急ぐのか不信の念を抱かざるを得ない。いずれにしても、今後日税連執行部の動きに充分監視し「基本要綱」に基づき改正への努力をさらに続けよう。

全国会員の団結はいまだ!



# 「税理士不当解任濫用阻止裁判」敗訴

## 直ちに上控訴

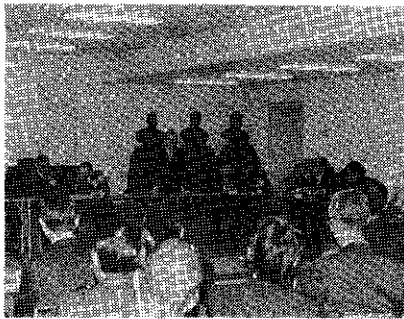
### 判決の日

去る一月三十一日(火)午後一時東京地裁民事第三十六部第二十九号法廷において判決が下された。

月末で多忙の中を東京税理士会波多野会長をはじめ会員約九十名が法廷傍聴に参加された。

提訴以来六年間の長期に亘る本裁判の判決はいかにと、定刻の一時前には法廷は満席となり、左右の立席もおなじみの顔で一杯となった。

原告の小林会員、弁護士、傍聴者の見守るうちに、裁判長山田二郎、矢崎秀一、有吉一郎、三名の



裁判官が入廷し開廷された。

山田裁判長から昭和四七年の第九六五三号の判決が次の通り下された。

### 主 文

「原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告の負担とする」  
右の判決が下され直ちに閉廷された。傍聴席の会員は一瞬あつげにとられた。敗訴、重い空気が法廷内に流れた。

裁判長から何らかの判決理由等が述べられるものと期待していたにもかかわらず、多くの税理士が傍聴している中であつたと言う間の判決であつた。

直ちに検討会があり傍聴参加者全員に近い出席のうちに開会された。波多野会長の挨拶、そして弁護団からの「判決は主文の通りの結果となりましたが、判決理由等判決文は五十頁におよぶものであり精読してから検討する」旨を述べられ、次いで日大北野教授から「税理士の法的地位確立のため直ちに控訴すべきである」と判決の感想を語られた。

次いで原告小林会員から挨拶がなされ、服部副会長の閉会の挨拶で検討会を終了した。

本裁判を振り返り税理士の法的地位の明確化を目ざし、歴史的な勝訴判決を勝ちとるべく原告小林会員は奮戦した。また東京税理士会顧問契約対策特別委員会を中心に会員多数が長期に亘り支援がつづいた。かつて税理士がこれだけ税理士制度の根幹をなす重要な問題を提訴した事もなく、それだけにこのたびの判決は全国の税理士から注目された。

### 判決理由

判決理由のうち民法六五一条の無理由解除については次の通りの理由であつた。

契約解除の効力について検討すると、民法の上で委任は各当事者が何時でも解除することができるものと定めているが(民法六五一条一項)、委任にはそれが専ら委任者のための契約である場合や、受任者の利益にもなる場合があり、報酬の定めのある無、任期の有無等種々の形態のものがあるので、一律

に右委任の解除の規定を適用するのは相当でないが、有償委任の場合や委任が受任者の利益をも目的とする場合であっても、当事者間の強度の信頼関係を基礎としてい

るときには、信頼関係を失なつたとする当事者間に契約を継続させるといふのは無理なことであるので、特に任期の定めがないかぎり

右民法六五一条の適用があり、何時でも、己むを得ない事由の存することを要せず、またその理由を明示するを必要としないので解除

(告知)できると解するのが相当である。(もっとも、受任者が専従である場合とは、雇傭契約的な色彩が加わり、受任者の利益を保護するといふ要請から、解除について一定の制約があると解する余地がある。)とところで本件の場合、

前認定のとおり、顧問契約の内容は、法定の税理士業務の委任というより、経営相談の委任のウエイ

トが大きいものであり、当事者間の強度の信頼関係を基礎として委任であり、被告に専従して委任を受けたものではなく、また任

期の定めもないから、民法六五一条により、委任者である被告は何時でもその理由を明示することを要せず解除できるといふべく、本

件解除は有効であると下された。

税理士業務の特殊性動向にあと一步

税理士と依頼者との、いわゆる「税理士顧問契約」が民法上の典型契約としての委任であるかどうかについては未だ定説もなく判例もなかつた訳で、従来税理士業務委嘱契約については、一般にはこれを委任もしくは請負であるとし

或は一種の無名契約であるとされてきたが、本裁判の判決では本件の顧問契約は、委任契約の性質を有するものと判決が下された。

最近顧問契約を解除された会員も数多いが、本件の特殊性はすでに何回となく会報等で述べられた通り即時無理由解除を無効とし提訴されたもので、その事実関係については認められ乍ら税理士業務の実態についていま一步深く認め

られずの判決で残念であつた。

勝訴めざして上控訴

本裁判の控訴手続については、東京税理士会顧問契約対策特別委員会が検討がなされ、原告小林会員と弁護士団で協議の上控訴することになった。小林会員には本当に

長いことわれわれ税理士の法的地位確認のため奮戦していただき、その労をねぎらいたい。

今後とも強力なご支援を切にお願い申し上げます。

# 特別試験違憲訴訟だより

## 原告松本茂郎氏の証言

東京地裁第一五回法廷は、一月二七日に開かれ、原告の松本茂郎氏が証人台に立った。以下その要旨をお伝えする。

氏は昭和三十六年に登録した税理士、公認会計士である。大阪合同税理士会理事、日税連理事、神戸部会長等を歴任、今日迄の経験を基に、特に税務署員の天下りの実例について述べた。いずれも調査時に納税者にコネをつけるなど、職権を利用して退職後の税理士関与を約束させるというケースである。

### 事例一

昭和四十年ある製造会社に国税局の調査が有り、通常ならば問題にならぬようなことを強引に指摘し、それを不問にするかわりに今度退職する課長を顧問に入れるよう求めた。

### 事例二

四十七年七月、関与先の小林酒店の店主が来店、間税の富沢調査官がどうしても関与したいということで、松本先生は手を引いてほしい

と云って来た。

### 事例三

佐竹調査官は在職中から私の関与先の菱神運輸の監査役をやっていたが、退官と同時に顧問就任を要請し、当方の顧問契約は廃棄した。

### 事例四

ある病院より、いずれ顧問をお願いしたいと云われていたが、五年七月に調査が有り、その時に副署長をむかえ入れるよう要請され、私の方はことわられた。

以上の他直接間接の、多くの事例が有る。

このような天下りをいくらかでもチェックできるよう、又税理士法四二条を強化しよう、「大税会」では綱紀規則の改正を行なおうとしたが、官出身者がこれを徹底的に妨害し、廃案にしてしまった。以来官出身者は結束を強め、当局は彼等を通じて税理士会の選挙に介入してきた。

今日では税理士会は当局の下請の性格が強まりつつある。

その一例として、確定申告期の無料相談において、納税者との相談により得た情報を税務署に報告する「相談票」の提出を求められ、これに對しおこわりもできない情け無い状況である。

以上要するに、特別試験がもたらす弊害は、一、過当競争の招来二、不法な天下り、三、税理士会の体質悪化の三点を強調したい。以上が証言の要旨である。

### 次回で結審か

証言のあと裁判長は証人調べはこれで打ち切り次回をもって審理を終結したい旨を述べた。原告側としては少くとも三人の原告調べを予定していたところであり、強く異議を申し立てた。裁判官の再度の協議の結果やはり次回で終結すること。この強引な訴訟指揮に對しどう対処するか、原告側は次回三月二四日午後二時

(大阪 亀田誠二記)

### 新刊書

## 「新財政法学」

### 自治体財政権

北野弘久著

本書は、まず最初に一般国民の利益のために実践的な創造理論を展開する。すなわち税法は、納税者の側にとって租税の徴収面と使途面を合せ広義の租税概念としてとらえる必要がある。この広義の租税概念を前提とする財政法学のレベルにまで高めなければならない。具体的には歳入歳出のレベルにおける納税者基本権を具体化するものでなければならないと主張されている。

次には「自治体財政権」の論文が発表されている。著者が自治体財政を救う法理論を創造し、この結果として東京都を始めとして多くの自治体で不均一課税が実施されたこと。

その他自治体財政に関する法理論面のサポートをする論文が発表されている。

本書の諸論文が私達の身近な現実問題を理論的に憲法論として理解する上で非常に役立つ書と想う。

発行所 株式会社勤草書房

好評です

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

▷ご一報ください—見本ご送付致します。

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

印刷 一廉価・迅速一

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。ご用命ください。